

電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

2021年7月26日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
取締役社長
坂 本 光 弘

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

別表第1 2. (1) に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 2. (1) に規定する基準

発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費(汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。)、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、他社購入電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)、他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、非化石証書購入費、送電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、変電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、配電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、販売費、一般管理費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について(平成29年1月16日20170116電委第1号)」2. (11) ②に規定する基準

2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2. (1) に基づき、次のとおり整理されていること。

(11) 販売費((1)により整理されたものを含む。)は、それぞれ次の方法により、離島供給費用及び非離島供給費用に整理されており、非離島供給費用は、それぞれ次の方法により、給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。)、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)並びにその他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に整理されており、給電費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク給電費用」という。)を抽出することにより整理され、販売需要家費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク販売需要家費用」という。)を抽出することにより整理され、一般販売費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク一般販売費用」という。)を抽出することにより整理されている。

② ①の整理により難しい費用は、別表第2. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用及び非離島供給費用に配分することにより整理されている。

(別表第2)

	販売費	
	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	業務用建物床面積比（建物については、賃借物件に限る。）	—

2. 設定した基準

	配 分 基 準
賃借料	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。） (活動帰属基準)

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

別表第2の販売費における費用等の項目の配分にあたり、賃借料については、賃借物件だけでなく自己所有物件とも相関があることから、自己所有物件及び賃借物件の合計床面積比を用いることが適切であり、当該費用の発生により関連が見られる「業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。

別表第 1 9. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

〔別表第 1 9 関係【様式第 1 第 6 表（記載注意） 4】〕

1. 別表第 1（事業者に係る託送供給等収支配分基準） 9. に規定する基準

7. の規定により作成された固定資産明細表及び 8. の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第 1 第 6 表により超過利潤累積額管理表を作成すること。

様式第 1 第 6 表（記載注意） 4

一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下「平均帳簿価額」という。）に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（平成 24 年 7 月 25 日以降改正法第 1 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 19 条第 1 項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第 18 条第 1 項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第 5 項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第 19 条第 2 項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第 24 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）乗じて算定すること。

2. 設定した基準

平均帳簿価額を算定する際の送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額は、分社に伴い承継した固定資産のうち送配電部門に係るものの帳簿価額とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

令和 2 年 4 月 1 日の送配電部門分社に伴い、送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額が零となっているが、分社に伴う東北電力株式会社からの資産承継が同日に行われたことを踏まえ、平均帳簿価額を算定する際の送配電部門に係る固定資産の期首における帳簿価額を、承継した固定資産のうち送配電部門に係るものの帳簿価額とすることがより実態を表すと考えられるため、上記基準によることとした。

(別 紙)

別表第 1 9. に規定する基準に代わるものとして設定した基準
〔別表第 1 9 関係【様式第 1 第 6 表（記載注意） 4】〕

1. 別表第 1（事業者に係る託送供給等収支配分基準） 9. に規定する基準

7. の規定により作成された固定資産明細表及び 8. の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第 1 第 6 表により超過利潤累積額管理表を作成すること。

様式第 1 第 6 表（記載注意） 4

一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における帳簿価額を平均した額（以下「平均帳簿価額」という。）に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（平成 24 年 7 月 25 日以降改正法第 1 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 19 条第 1 項の認可を受けた一般送配電事業者たる法人にあっては、改正法の施行の日の翌日以降に法第 18 条第 1 項の規定による託送供給等約款の認可があったとき、同条第 5 項の規定による託送供給等約款の変更の届出があったとき、又は法第 19 条第 2 項の規定による変更があったときまでの間は、直近の旧法第 24 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る託送供給約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率（以下単に「事業報酬率」という。）乗じて算定すること。

2. 設定した基準

平均帳簿価額は、送配電部門に係る固定資産から繰延収益（将来減価償却費相当額として収益計上すべき収益）として諸前受金に計上されている工事費負担金を控除したものの期首と期末における帳簿価額を平均し算定する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

当社管内全域の電力安定供給等を目的に、平成 23 年度に使用開始した北部系統に係る工事（青森県から宮城県まで 50 万 V の送電線の新設、並びに関連する変電所の昇圧工事等）に関し、現在の託送供給等約款の料金を設定した際に用いた資産の帳簿価額は、工事費負担金分を圧縮したうえで原価算定がなされている一方、財務会計においては、設備使用開始時の財務状況等に鑑み、当該設備に係る工事費負担金分を圧縮せず、以降の年度において、

減価償却費のうち工事費負担金相当額を繰延収益として計上している諸前受金から取り崩して電気事業雑収益に同額計上している。

したがって、繰延収益が将来の減価償却費相当額であることから、これを適切に整合させた算定とするため、上記基準によることとした。

別表第1 10. に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 10. に規定する基準

供給計画により主要な送電線路及び変電所として届け出た設備(電源線及び前期以前に竣工済みとなったものを除く。以下この別表において「特定設備」という。)に係る投資額(当該特定設備の帳簿原価の事業年度における増加額をいう。)について、様式第1第7表により特定設備投資額明細表を整理すること。

2. 設定した基準

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資額に限定せず、関連して発生する工事として必要な投資額も当期投資額の対象とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

東京中部間連系設備の建設については、供給計画により届け出た設備に係る投資のみならず、それに関連する投資も発生するが、いずれも、総合資源エネルギー調査会総合部会/地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会の議論を踏まえて行われる投資であり、供給計画により届け出た設備に係る投資と、それに関連する投資を同一の整理とすることが合理的であるため、上記基準によることとした。